

令和6年度

第3回定例農業委員会会議録

令和6年6月20日 開催

令和6年6月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和6年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年6月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和6年6月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年6月20日 午前9時00分

閉会 令和6年6月20日 午後10時40分 (会期1日)

第1日目 (6月20日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
				19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

7番 佐藤 裕子 委員、 8番 笹川 武義 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 12番 藤滝 健造 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 6 年 6 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に
ついて
- 第 10 議案第 8 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和6年6月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和6年度第3回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。

議事進行につきましては、通例により、中添会長、議事進行をお願いします。

議長（会長）

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5番 森 健人 委員、12番 藤滝 健造 委員 2名です。

よって、農業委員出席者は、17名です。

会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。

なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7番 佐藤 裕子（さとう ひろこ） 委員

8番 笹川 武義（ささがわ たけよし） 委員

を指名します。

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 國重入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P. 7～P. 14 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数：13 件 合計 32,599 m²

内訳

新規契約： 1～2 番 2 件 2,234 m²

更新契約： 3～6、8～11、13～15 番 11 件 30,365 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号（農地中間管理事業法第 19 条の 2）について事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 6 号、農地機構を通じた利用権設定です。P. 15～P. 29 をご覧ください。

契約件数： 29 件 合計 71,251 m²

新規契約： 17 番、19～22 番、29 番 6 件 13,760 m²

更新、再貸付契約： 1～16 番、18 番、23～28 番 23 件 57,491 m²

変更契約： なし

どもが成長するに従い、現在の住居では手狭になってきたことから、今後の農地管理や介護、子どもの面倒などを考慮し、実家の近くで住宅の建築を計画しました。

はじめは祖父母の所有地の中で適地を探したものの、道路への接続がなかったり、傾斜地や高低差があったり、ため池の下流にあり安全面の不安があったりと住宅に適する土地がなかったため、実家周辺の土地で検討を進め申請地を選定したものです。

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の南側部分であり、実家に隣接し、必要とする面積を確保でき、建築目的を達成できることから選定しました。

本申請地は西側1辺を宅地に接する農地であり、農振除外の要件である農地以外の異種目に連続する2辺で接しているという要件を満たしておりません。しかしながら、この要件は農家住宅を目的とし市町がやむを得ないと判断する場合には緩和可能であり、本件は農家住宅の後継者の住宅であり、既存の宅地を拡張する計画であることから、地域農業の維持・活性化のためにもやむを得ないものと考えます。

また、農地として残る北側の残地部分については、譲受人が取得することで話を進めており、自身の宅地内を通して農地へ進入し管理を行っていくとのことです。

【工事着工時期】 令和6年10月 【供用開始時期】 令和7年3月

【造成】 盛土 花崗土H=0.3m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=0.4m 法面 既存法面を温存

【排水】 雨水：溜桝を設置し、地先ため池に放流
汚水：公共下水管に接続

【利用率】 敷地面積 1,504.53 m² (うち有効利用面積 1,391.53 m²)、
建築面積 485.79 m² 土地利用률 32.28% (有効利用率 34.91%) (≥30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、議案第 8 号（農業経営改善計画の認定（町））について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新 2 件の申請がありました。

議案第 8 号-1（更新）

予定認定番号： ■■■■■■■■■■

申請者： ■■■■■■

住所： ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

生（設立）年月日： ■■■■■■■■■■■■

作目・部門名：（R11 目標） 水稻、麦、ブロッコリー、アスパラガス、キュウリ、ハバナ、キャベツ、タマネギ

農業経営等に関する目標：（R11 目標）

水稻（コシヒカリ）	500.0 a	19,500 kg	（390 kg/10 a）
水稻（おいでまい）	400.0 a	15,600 kg	（390 kg/10 a）
麦	1,000.0 a	35,000 kg	（350 kg/10 a）
ブロッコリー	250.0 a	15,000 kg	（600 kg/10 a）
アスパラガス	10.0 a	2,200 kg	（2,200 kg/10 a）
キュウリ（施設）	12.0 a	6,000 kg	（5,000/10 a）
キュウリ（露地）	30.0 a	10,000 kg	（3,333 kg/10 a）
ハバナ	60.0 a	2,000 kg	（333 kg/10 a）
キャベツ	100.0 a	50,000 kg	（5,000/10 a）
タマネギ（契約）	20.0 a	- kg	（- kg/10 a）

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 2000 時間

説明： ■■さんですが、平成 26 年に認定農業者となり、今回が 2 回目の更新となります。香川県農地機構を通じて農地の集積を進めてきましたが、離れた場所にある農地も管理しているため、作業効率が悪くなっています。今後は農地の集約化も進めつつ、乾燥機等の機械の大型化も進めることで作業の効率化を図っていく計画となっています。また、施設キュウリやキャベツ、契約タマネギにも取り組むことで所得向上に取り組む計画です。なお、タマネギについては母球タマネギで契約内容に応じた生産となるため生産量については「-」としています。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第5号第7号、第12号を除く、第1号議案から第8号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第3回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 40分 閉会

議事録署名人

議長

委員

委員
